

再発防止のための行動計画の進捗状況

平成30年3月26日  
奈良県森林組合連合会

赤字：平成30年3月末までの実績

スケジュール	平成29年		平成30年			平成30年4月～
	～12月	1月	2月	3月		
2 再発防止のための取組の確実な実施と健全な組織風土の醸成に向けての推進体制の整備						
(1) 推進体制の整備	外部監査人の委嘱(7/25) 再発防止委員会の設置(8/2)	点検・評価等実施要領の作成 → 1月12日作成 誰もが情報を閲覧できる体制の構築 → 1月31日構築				
(2) 再発防止委員会による点検・評価	本計画の作成検討(8月24日,10月5日,11月17日)	本計画の作成 ● 1月16日		本計画の進捗状況点検 ● 3月14日		進捗状況点検 年4回開催
3-1 コンプライアンス(法令遵守)の確保と役職員の資質向上のための取組の強化						
(1) 会長メッセージの発信		本計画展開に当たり 全職員へ発信 ● 1月31日				年2回発信
(2) 現行のコンプライアンス・マニュアル等関連規程の見直し、周知		関連規程の検証、 見直し → 1月12日	全役職員への周知 ● 1月27日周知			研修会毎に周知
(3) コンプライアンス意識の徹底を役職員各人が宣言		本計画展開に当たり 各人が宣言 ● 1月29日～31日				年度当初に宣言
(4) コンプライアンス及び業務関連法令等についての各職場における教育の実施	管理職が率先垂範	1月30日～31日部下に宣言●				
	各職場で毎週1回のグループディスカッションを開催					
(5) コンプライアンス研修会の開催	コンプライアンス全般について(7/23,9/20)	職務上の倫理観について● ● 1月31日				年4回開催
(6) 行政等が開催するコンプライアンス研修会への参加		開催情報を入手し、役職員が参加(随時)	● 2月5～6日参加			
(7) 既存の研修の場を活用したコンプライアンス意識の徹底		コンプライアンスに関する講義や資料配付を実施(随時)				
(8) 自己啓発に資する情報の共有	国、県、全国森林組合連合会等の会議資料、他組合事例の情報などを入手の都度、役職員へ提供(随時)		● 2月17日資料配付			
3-2 内部けん制体制の確立						
(1) リスク管理体制の整備		不適正事案発生可能性リスクのリスト化 → 3月14日リスト化 リスク管理関係諸規程の整備 → 3月14日整備				
(2) 不正を許さない仕組みの充実	業務組織規程の見直し → 1月12日見直し	● 1月27日周知				
(3) 業務の見える化による職員間での情報の共有	業務の進捗状況が判る図表等を課内のホワイトボードに掲出(常時)					
(4) 定期的な打合せ会議による情報の共有	各課内で毎週1回のグループディスカッションを開催 本所・支所との間で毎月1回の課長会を開催					
(5) 内部通報・相談窓口等の活用		内部通報・相談制度を身近な制度であることをアピールするリーフレットを作成 ● 3月6日作成		● 3月14日周知		年度当初に周知
(6) 就業規則で定める懲戒処分内容の周知		全職員へ周知 ● 1月27日				年度当初に周知
3-3 監査機能が発揮されるためのシステムの構築						
(1) 外部の監査人による監査の実施	監査細則等の関係諸規程の見直し → 1月26日外部監査実施要綱等制定		外部監査の実施 ● 2月20日			年2回実施
(2) 監事による監査機能の強化		不適正事案発生可能性リスクのリスト化 → 3月14日リスト化				年2回実施
(3) 内部監査の実施				● 3月30日(予定)●		年2回実施
3-4 経営層による経営管理の強化						
(1) 経営層による本会のあるべき姿の検討(経営ビジョンを平成31年度中に作成)	理事会での検討(9/27,11/17・30,12/8)	● 1月12日検討		理事会での検討 ● 3月14日		H30年度中に経営理念を決定
(2) 経営トップと全職員との直接対話	会長代行が直接対話(11/15,11/30,12/15)	毎月1回、継続実施				
(3) 不適正事案発生時の対応体制の整備		対応要領の検討、整備 → 1月12日整備 ● 1月27日周知	全役職員への周知			年度当初に周知
(4) 適確な業務ニーズの把握と柔軟な業務配分・職員配置		随時実施				
3-5 健全な組織風土の醸成						
(1) 風通しの良いコミュニケーションの仕組みづくり	各課内で毎週1回のグループディスカッションを開催 本所・支所との間で毎月1回の課長会を開催					
(2) 職制を超えた連絡・相談窓口の活用		内部通報・相談制度を身近な制度であることをアピールするリーフレットを作成 → 3月6日作成		● 3月14日周知		年度当初に周知
4 会員と連携して取り組む具体的な措置						
(1) 本計画の会員への説明	行政処分について説明(12/20)	本計画の説明 ● 1月31日 ●		本計画の進捗状況点検 ● 3月14日		年4回説明
(2) 必要な情報の共有のための会員への十分な説明	吉野郡連絡協議会(12/7)	宇陀郡連絡協議会 ● 1月16日		組合長会議 ● 3月30日に文書通知予定 ●		積極的な説明、周知(随時)
(3) 合同によるコンプライアンス等研修会の開催		職務上の倫理観について● ● 1月31日 ●				年4回開催